

2020年03月23日



## インドネシア最新法令情報

### ～インドネシアにおける新型コロナウイルスの動向～

皆様には、日頃より弊事務所へのご厚情を賜り誠にありがとうございます。

インドネシア共和国（以下「インドネシア」といいます）においては、近時新型コロナウイルスの感染者が増加していることを受け、2020年3月より、渡航及び移動等を禁止又は制限する措置がとられていますので、本ニュースレターで関連しそうな事項をご説明します。インドネシアで活躍されている日本企業の皆様のご参考になれば幸いです。

\* 本ニュースレターの情報は2020年3月23日現在において弊事務所が把握している内容を基にしたものであり、今後変更等があり得るものであることをご承知おきください。

#### 1. 中央・地方政府による移動及び渡航等の制限措置

インドネシア保健省の関連ウェブサイト<sup>1</sup>によれば、インドネシアにおける新型コロナウイルスの感染数は増加を続けており、3月23日正午時点で感染者数514名、死者48名となっています。感染地域もインドネシア全34州の過半数に広がっています。

インドネシア法務人権省は、2月5日付けで法務人権大臣令2020年第3号を公布して、中華人民共和国国籍保有者及びインドネシア入国前の14日以内に中華人民共和国に滞在した外国人に対する入国制限措置をとりました。

---

<sup>1</sup> <https://www.kemkes.go.id/article/view/20031900002/Dashboard-Data-Kasus-COVID-19-di-Indonesia.html>

3 月上旬には、インドネシアで初の新型コロナウイルス感染例が政府によって確認され、その後も感染例は増加を続けたため、事態を深刻にとらえた政府は、3 月 20 日を施行日とする以下の渡航等に関する制限を含む種々の対策をとることを発表しました。渡航等に関する制限の根拠法令は、法務人権大臣令 2020 年第 7 号<sup>2</sup>、法務人権大臣令 2020 年第 8 号<sup>3</sup>及び外務省声明に関する回状第 D/00663/03/2020/64<sup>4</sup>であり、詳細は法務人権省入国管理局のウェブサイトに掲載されています<sup>5</sup>。

- 政府は、インドネシア国民に対して不要不急な海外渡航を制限するよう推奨する。
- 全ての国に対して、政府は、短期滞在査証、到着査証（Visa On Arrival）、及び外交・公用旅券の査証に関する査証免除を 1 ヶ月間停止する。
- インドネシアに渡航する全ての外国人及び旅行者は、在外インドネシア（外交使節団）公館において、訪問の目的に応じた査証を取得しなければならない。査証申請に際して、申請者は、各国の関連保健当局（relevant health authorities）が発行した健康証明書（health certificate）を提出しなければならない。
- 過去 14 日間に以下の国を訪問した訪問者・旅行者は、インドネシアへの入国・トランジットが認められない。なお、以下の国に渡航したインドネシア国民は、インドネシアに到着時に、空港検疫所（kantor kesehatan pelabuhan）で追加的な検査を受ける必要がある（自主隔離又は政府機関での観察措置あり）。
  - イラン
  - イタリア
  - バチカン
  - スペイン
  - フランス
  - ドイツ
  - スイス
  - 英国（なお、中国及び韓国の大邱広域市、慶尚北道からの渡航者に関しては現行の規制が継続する）

また、ジャカルタ首都特別州（以下「ジャカルタ」といいます）が主たる感染地域の一つとなっていることを受けて、ジャカルタ知事は 3 月 20 日付けで 2020 年第 6 号声明<sup>6</sup>、プレスリリース第 1132/SP-

---

<sup>2</sup> [https://www.imigrasi.go.id/uploads/21-58-39-Updated\\_Immigration\\_regulations\\_on\\_Coronavirus\\_disease.pdf](https://www.imigrasi.go.id/uploads/21-58-39-Updated_Immigration_regulations_on_Coronavirus_disease.pdf)

<sup>3</sup> <https://www.imigrasi.go.id/uploads/16-34-18->

[Updated\\_Immigration\\_regulations\\_on\\_Coronavirus\\_disease\\_PERMENKUMHAM\\_NO\\_8\\_TH\\_2020.pdf](Updated_Immigration_regulations_on_Coronavirus_disease_PERMENKUMHAM_NO_8_TH_2020.pdf)

<sup>4</sup> <https://www.imigrasi.go.id/uploads/11-42-41->

[2020\\_Circular\\_Note\\_on\\_additional\\_measures\\_17\\_Mar\\_2020\\_pdf.pdf](2020_Circular_Note_on_additional_measures_17_Mar_2020_pdf.pdf)

<sup>5</sup> <https://www.imigrasi.go.id/>（日本語での情報が在インドネシア日本国大使館のウェブサイトでも提供されています）

<sup>6</sup> <https://corona.jakarta.go.id/uploads/documents/id/Seruan%20Gubernur%206-2020%20ttg%20Penghentian%20Kegiatan%20Perkantoran.pdf>

HMS/03/2020<sup>7</sup>、プレスリリース第 1133/SP-HMS/03/2020<sup>8</sup>、及びプレスリリース第 1134/SP-HMS/03/2020<sup>9</sup>に基づき主に次の内容を含む種々の措置を発表しました。

- 14 日間を新型コロナウイルス災害緊急対応期間に指定する。
- 全企業に対してオフィスにおける事業活動を停止して自宅勤務を実施することを要望する。事業活動の全てを停止できない企業に対しては、活動を最小限にとどめることを要望する。期間は 2020 年 4 月 5 日までとする。
- ナイトクラブ、ディスコ、パブ、カラオケ、バー、マッサージ、スパ、映画館等の娯楽施設を 2020 年 4 月 5 日まで閉鎖する。
- MRT、トランスジャカルタ、LRT 等の公共交通機関の運行を制限する。

## 2. 雇用関係及び事業運営に関する Q&A

新型コロナウイルスによって従業員の勤務及び事業運営への事実上の影響があり得ると思われまますので、以下のとおり幾つか QA 形式で企業の疑問点をまとめました。

- 1) Q：雇用主は新型コロナウイルスへの感染や事業停止を理由に従業員を解雇することは出来るか？ 解雇できない場合は給与等の支払停止をすることは出来るか？

A：本ニュースレター執筆時点において、新型コロナウイルスに関連した解雇（余剰人員の整理解雇を含む）につき特別な要件は定められていません。したがって、新型コロナウイルスを理由とした従業員の解雇や停職に関する特別な手続は認められておらず、雇用主はインドネシア労働法 2003 年第 13 号（以下「労働法」といいます）の解雇に関する規定及び一般的な解雇手続に従うことになります。

また、一般論として、雇用主には、労働法に基づき従業員の給与等を支払い続ける義務がありますので、従業員が新型コロナウイルス感染を理由に一時的に休暇を取得した場合や自宅勤務の場合を含めて、労働法に基づき適切な支払を行う必要があります。但し、従業員（又は労働組合）及び雇用主が別途交渉を行い、異なる条件につき合意できた場合は、当該条件に基づき支払を行えば足りります。また、従業員が継続して病欠する場合は、雇用契約、労働協約及び／又は就業規則に基づき給与等の支払を減額することが可能です。

- 2) Q：雇用主は従業員に対して有給休暇又は無休休暇を取るよう求めることは出来るか？

A：基本的に強制は出来ません。従業員は有給休暇又は無休休暇を任意に取得することに

---

<sup>7</sup><https://corona.jakarta.go.id/uploads/documents/id/Siaran%20Pers%20No.%201132%20-%20PEMPROV%20DKI%20JAKARTA%20BATASI%20PENGUNAAN%20TRANSPORTASI%20UMUM,%20UPAYA%20MINAMILISIR%20SEBARAN%20COVID-19.pdf>

<sup>8</sup><https://corona.jakarta.go.id/uploads/documents/id/Siaran%20Pers%20No.%201133%20-%20ANTISIPASI%20PENYAKIT%20CORONA%20SARANG%20PAPANDARA%20KOTA%20TUTUP%20TEMPAT%20HIBURAN%20DAN%20REKREASI.pdf>

<sup>9</sup><https://corona.jakarta.go.id/uploads/documents/id/Siaran%20Pers%20No.%201134%20-%20GUBERNUR%20ANIES%20TETAPAN%20IBUKOTA%20JAKARTA%20BERSTATUS%20TANGGAP%20DARURAT%20BENCANA%20COVID-19.pdf>

なります。

3) Q：従業員に関連する新型コロナウイルス関係の法令は制定されているか？

A：保健大臣回状第 HK.02.01/MENKES/199/2020 に基づきインドネシア保健省及び政府が3月16日付けで発表した健康に関するプロトコル（protokol kesehatan）<sup>10</sup>では、次のような対応が求められています：

(1) 体調不良で以下の症状を経験した者は、自宅で適切な休養をとり、水分を十分にとること。症状が継続する場合や呼吸困難（息切れや呼吸が荒い場合等）を伴う場合には、ただちに医療機関で診察を受けること：

- a. 38度超の発熱；及び
- b. 咳/鼻水/のどの痛み

(2) 健康な場合も、次の要件を満たす者は、下記に記載の対応を行うこと：

- a. 過去14日間に新型コロナウイルスの国内感染がある国に渡航した経歴がある場合、毎日2回の検温による自己観察を実施する。38度超の発熱がある場合、又は咳、鼻水、喉の痛み、呼吸困難等の呼吸器症状がある場合、ただちに医療機関で診察を受けること。
- b. 新型コロナウイルス陽性と判断された患者との接触があったと思われる場合には、ただちに保健当局（petugas kesehatan（直訳は医療従事者））に報告し、医療機関で診察を受けること。

上記に加えて、ジャカルタ知事2020年第6号声明及び労働移住エネルギー局回状第14/SE/2020に基づき、ジャカルタにおける雇用主は自宅勤務の実施を要望されています。また、ジャカルタ労働移住エネルギー局回状第3590/SE/2020に基づき、ジャカルタにおける雇用主はジャカルタの関連地方当局に対して、新型コロナウイルス関連の報告をemailで行うことが求められています<sup>11</sup>。

なお、労働法及び労働安全衛生に関する政令・省令に基づき、雇用主は従業員の労働安全衛生を保護することが求められている点に留意が必要です。

4) Q：取締役会は電話会議で実施することは可能か？株主総会はどうか？

A：会社の定款で定められている場合は電話会議、ビデオ会議又はその他の電子メディアを使って開催することは可能です。また、定款の定めが無い場合であっても、全ての取締役が合意すれば上記方法での開催が可能であると考えられています。株主総会は、株主が相互に直接視認でき、声が聞こえ、かつ会議に参加できれば上記方法での開催が可能です。

### 3. 政府による緩和措置

インドネシア政府による新型コロナウイルス対策の一環として、法令の手続を緩和するため、以下の措置が発

---

<sup>10</sup><http://sehatnegeriku.kemkes.go.id/baca/rilis-media/20200316/4033408/lakukan-protokol-kesehatan-jika-mengalami-gejala-covid-19/>

<sup>11</sup>[https://jdih.jakarta.go.id/uploads/default/produkhukum/SE\\_3590\\_2020\\_Disnakertrans\\_ttg\\_Tindak\\_Lanjut\\_Seruan\\_Gubernur\\_Penghentian\\_Sementara\\_Kegiatan\\_Perkantoran.pdf](https://jdih.jakarta.go.id/uploads/default/produkhukum/SE_3590_2020_Disnakertrans_ttg_Tindak_Lanjut_Seruan_Gubernur_Penghentian_Sementara_Kegiatan_Perkantoran.pdf)

表されています。

1) 上場会社に関する自社株買い

インドネシア金融サービス庁（以下「OJK」といいます）規則第 2/POJK.04/2013（以下「2013 年規則」といいます）に関連して、OJK は 2020 年 3 月 9 日付けで回状第 3/SEOJK.04/2020 を発行しました（以下「2020 年回状」といいます）。2020 年回状には、(i) 2020 年初めから株価（IHSG）が 18.46%下落していることから明らかとなりインドネシア証券取引所は相当な圧力を感じていること及び(ii)新型コロナウイルスの影響を含めて、地域的及び国家的な経済に対する下押し圧力が存在することから、現状は、2013 年規則に規定する自社株買いが許容される市況への重大な変動を与える「その他の事由」に該当すると定められています。このことから、現時点において、上場会社は、株主総会決議を経ずに機動的に自社株買いを行うことが許容されるというメリットがあります。なお、2020 年回状には、発行済株式の最大 20%を自社株買いできるものの、少なくとも発行済み株式の 7.5%は引き続き市場により保有される必要があると規定されています。

2) 上場会社に関する手続の期限延期

2020 年 3 月 18 日付け OJK 通達第 S-92/D.04/2020 に基づき、決算書類等の提出期限及び年次株主総会開催期限が 2 カ月間延期されました。

3) 税金に関する手続

国税総局プレスリリース第 SP-09/2020 に基づき、個人の税務申告（SPT）の期限が 3 月 30 日から 4 月 30 日に延期されました。また、財務省によって幾つか税務に関する政策が実施されており、内容としては第 21 条所得税、輸入に係る第 22 条所得税、第 25 条所得税及び VAT 還付に関して一定の条件を満たした場合に手続緩和が認められています<sup>12</sup>。

#### 4. 不可抗力

感染の拡がりや企業に対する制限を背景に、新型コロナウイルスが企業の各種契約について、履行遅延や履行不能の形で悪影響を及ぼす可能性があります。そこで、インドネシアにおける「不可抗力」<sup>13</sup>について検討します。

1) 不可抗力は認められるか

インドネシアでは、建設業法に基づき建設関係の契約には不可抗力条項の記載が求められています。また、法令に基づき契約への記載が求められていない場合でも、インドネシアにおける契約では不可抗力条項が規定されていることが比較的多いように思われます。

不可抗力の概念は、“overmacht”としてインドネシア民法典（以下「民法」といいます）第

---

<sup>12</sup> <https://www.kemenkeu.go.id/publikasi/berita/ini-daftar-relaksasi-pajak-untuk-mitigasi-dampak-negatif-virus-corona-pada-ekonomi/>

<sup>13</sup> 本稿では、「不可抗力」とは、契約当事者のコントロールの及ばない事由によって契約上の義務履行ができない場合に、免責が認められる事由を指します。

1244 条及び第 1245 条にも規定が存在します<sup>14</sup>。また、インドネシア法上、契約自由の原則に基づき契約当事者は不可抗力の範囲や免責の範囲を契約で合意することが可能です。

## 2) 新型コロナウイルスが不可抗力に該当するか

契約書において有効な不可抗力条項が定められている場合は、新型コロナウイルスが不可抗力に該当するかは契約書の文言によりますので、当事者は契約条項及びその適用範囲を確認する必要があります。例えば、契約書において「伝染病の発生」等が不可抗力事由として列挙されている場合には、新型コロナウイルスも当該事由に該当する旨を主張できる可能性が高いと考えられます。

契約書において有効な不可抗力条項が定められていない場合は、当該契約の準拠法を確認する必要があります<sup>15</sup>。インドネシア法が適用される場合は、インドネシア民法に基づき解釈されることになります。民法の不可抗力に関する学説及び裁判例は複数存在しますが、重要な要素として、(i) 予見していない事象であること、(ii) 債務者の責めに帰すべき事由ではないこと、(iii) 債務者に不誠実 (bad faith) な行為がないこと、(iv) 当該事象によって債務者の履行が妨げられること、(v) 当該事象を回避できないこと等が考えられます。なお、裁判所においては民法に基づく誠実 (good faith) 及び公平性の観点が考慮されることが予想されます。

TMI総合法律事務所 インドネシアデスク 齋藤英輔

\* 本ニュースレターは、現地の Frans & Setiawan 法律事務所の弁護士の助言を受けながら検討を行っていますが、一般的な情報を提供することを目的としており、当事務所の法的アドバイスを提供するものではありません。本ニュースレターの受信者は、必要に応じて、弁護士のアドバイスをお受けいただけますよう、お願い申し上げます。

---

<sup>14</sup> コモンローの概念である“doctrine of frustration”はインドネシアでは認められていません。

<sup>15</sup> 日本法やシンガポール法が準拠法として合意されている場合はそれらの国の法令の適用が問題となります。

## インドネシアプラクティス コンタクト

東京オフィス	インドネシアデスク
<p>弁護士 水戸重之 弁護士 菊池きよみ 弁護士 倉内英明</p> <p>TMI 総合法律事務所 〒106-6123 東京都港区六本木 6-10-1 六本木ヒルズ森タワー23 階 Email : <a href="mailto:indonesialaw@tmi.gr.jp">indonesialaw@tmi.gr.jp</a> Tel : 03-6438-5511</p>	<p>弁護士 齋藤英輔</p> <p>出向先現地事務所: Frans &amp; Setiawan Law Office Equity Tower, 49th Floor Sudirman Central Business District, Lot#9, Jalan Jenderal Sudirman Kav. 52-53, Jakarta 12190 Indonesia Email: <a href="mailto:esaito@tmi.gr.jp">esaito@tmi.gr.jp</a> Tel: +62-(0)811-2228055</p>